## 地産地消月間実施要領

(趣旨)

第1 本県では、21世紀の新しい地域づくりの推進に当たり、人、もの、情報等の交流と経済の循環を活性化することが重要であることから、平成14年6月に「福島県地産地消推進プログラム」を策定し、県民相互の連携と協力による「地産地消」をあらゆる分野において展開している。

この取組みの一環として、「地産地消」を全県的な運動として進めていく気運を高め、生産者、製造業者、消費者等がより一層積極的に取組む機会とするために「地産地消月間」を設けるものである。

(期間)

第2 地産地消月間は10月~11月の2か月間とする。

(実施内容)

- 第3 県は、「地産地消月間」にイベントなど周知・啓発事業を行う。
  - 2 県は、市町村その他の団体に対し、この期間中に関連事業を実施するよう協力を求めるものとする。
  - 3 県は、生産者、製造加工・外食産業者などの協力を得ながら、流通・小売業者や商工・観光団体等の取組みを促すものとする。
  - 4 県は、「地産地消月間」の周知及び前3項により行われる事業について、県の広報 媒体等により広く県民に参加・協力を呼びかけるものとする。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成17年7月11日から施行する。